

## 申請に対する処分

処分名	ひとり親家庭医療費助成
根拠法令	奄美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第8条, 9条 奄美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則第7条
所管課	福祉政策課

### 1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

受給者証の交付を受けている人

(2) 申請の方法

ひとり親家庭医療費助成金支給申請書を提出する。

(3) 許認可等の要件

市長は、条例第9条の規定により支給の適否について審査を行い、適当と認めた者については、ひとり親家庭医療費助成金支給台帳（別記第9号様式。以下「支給台帳」という。）に記載する。ただし、交付台帳に記載すべき事項を電子計算機により、確実に記録し、これを適正に管理及び利用することによって事務を支障なく行うことができる場合は、支給台帳を省略することができる。また、不相当と認めた者については、ひとり親家庭医療費助成金支給却下通知書（別記第10号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

### 2 標準処理時間

申請の翌月末